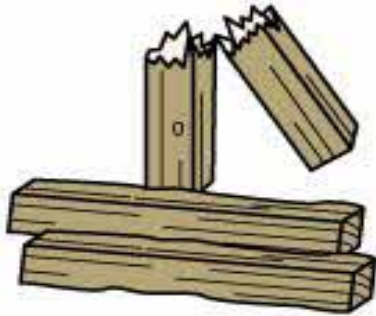


【木くずについて】

月1回収集：透明または半透明の袋に入れて出してください。



対象となるのは

- ・長さ30cm、直径20cm以下の木材
- ・割りばし
- ・竹ぐし
- ・つまようじ

などです。

《回収することができない例》

- ・クギがついている
- ・塗装されている
- ・コンパネ、合板等加工されているもの
- ・接着剤を使って組み立てられた箱
- ・塗りばし（色を塗っていたり、ニスなどで加工したもの）⇒
- ・食べかすなどがついている竹ぐし



⇒これらすべてにおいて、

30cm以下のものは「不燃系埋立ごみ」になります。（指定ごみ袋に入れて排出）

それより大きいものは「粗大ごみ」になります。